

道総研の特許技術を使用するためには『契約』が必要です

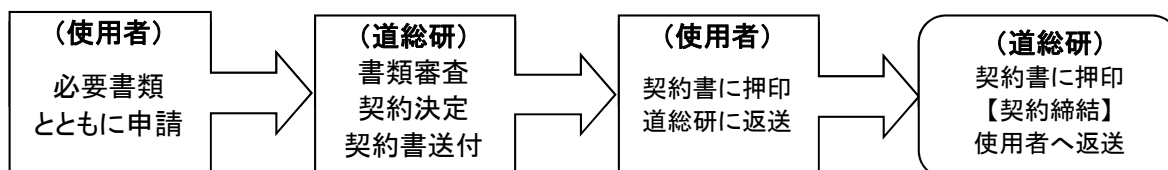
1 特許権とは？

「特許権」とは、発明した技術を一定期間、特許庁から独占することを認められた権利であり、この技術を使用する場合は、権利者(道総研)の許可が必要です。

道総研は研究成果から発明に至った技術を、特許権としての権利を得るため特許庁へ「特許出願」しています。こうした技術を使用する方(使用者)は、道総研と契約を締結していただきます。

2 契約方法は？

道総研に所定の申請をしていただきます。



契約の内容は、

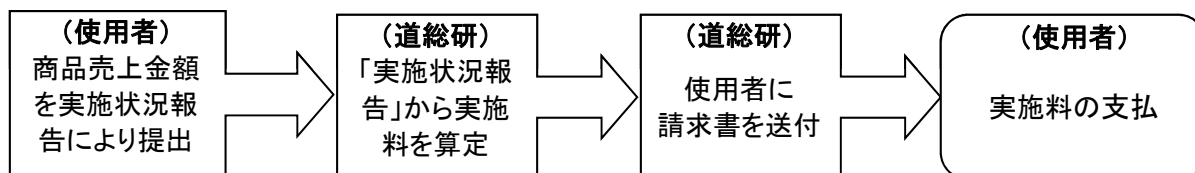
技術の使用料として、「**実施料**」を道総研にお支払いいただきます。

実施料は、その技術を使用した**商品の売上金額から4%程度**をいただきます。

道総研は権利の活用実態を確認するため、「4月から9月末」と「10月から3月末」の半期ごとに売上金額等の報告(「**実施状況報告**」)を使用者に義務付けます。

※これらは代表的な例です。特許権や使用内容により変更となる場合がありますので、お問合せください。

3 契約後は？



実施状況報告は次の期間により、提出していただきます。

- (1)4月1日から9月30日までの売上報告
→10月31日までに道総研に郵送により提出
- (2)10月1日から3月31日までの売上報告
→4月30日までに道総研に郵送により提出
- (3)提出書類
実施状況報告書、納品書の写し(もしくは請求書、売上傳票も可)

4 製品試作を行いたい場合は？

一定期間製品の試作のため、無償で特許権を使用することもできますので、お問合せください。

5 共同研究を行いたい場合は？

道総研では企業と、互いの研究者、研究経費、研究設備等を出し合い、契約に基づき、対等の立場で共通の研究課題に取り組む研究制度があります。

これまで多くの企業と共同研究を行い、成果として製品等が販売されています。

直接経費(研究に直接関連する旅費、消耗品費等の研究経費)の負担が必要です。

その他、技術相談も行っていますので、お問合せください。